

松江市建設工事設計変更ガイドライン 要約版

1. ガイドラインの目的
設計変更を行わなければならない場合に、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更手続きの円滑化・適正化を図ることを目的としています。
2. 設計変更の基本事項
(1) 基本原則 <契約変更の範囲> 【設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合、又は、やむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。】 次のような場合は、設計変更により対応することはできません。 ☆ 請負金額を当初の30%に相当する額以上、又は、1,000万円以上の増額する場合 ☆ 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する場合 ☆ 当初の工事目的と関係のない工種、又は、別の工事で施工すべき工種を追加する場合 現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの等を除いては、原則として別途発注とします。
(2) 設計変更を行う場合（主な設計変更の対象となる事項）
① 設計図書が互いに一致しない場合・・・（5-1） ※設計図書：設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書
② 設計図書に誤り又は記載漏れがある場合・・・（5-2）
③ 設計図書の表示が明確でない場合・・・（5-3）
④ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合・・・（5-4）
⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合・・・（5-5）
⑥ 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合・・・（5-6）
⑦ 工事用地等が確保できない場合、又は受注者の責めに帰すことのできないものにより、工事を一時中止する必要がある場合・・・（5-7）
⑧ 発注者が受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合・・・（5-8）
⑨ 客観的に工事の内容の変更が避けられず、かつ、早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると発注者が認め、指示をした場合・・・（5-9）
⑩ 受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成できない場合（5-10）
⑪ 発注者の特別な理由により工期を短縮する場合・・・（5-11）
⑫ その他
1) 特許権の使用（約款第8条）
2) 支給材料及び貸与品（約款第15条第7項）
3) 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等（約款第17条第1項）
4) 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更（約款第26条第2項）
5) 臨機の措置（約款第27条第4項）
6) 一般的損害（約款第28条）
7) 不可抗力による損害（約款第30条第4項）
8) 部分使用（約款第34条第3項）
※「5.設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き」を参照のこと
(3) 施工条件の明示 発注者は、約款第19条第1項第4号に定めたとおり、受注者が工事の目的に即した適切な施工ができるよう、設計図書（現場説明書等）に必要な施工条件を明示しなければならない。
3. 発注者（松江市）の留意事項
発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は、受注者に対して書面（工事打合簿）により指示を行わなければならない。 受注者に設計図書の照査を行わせるものとする。受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行い、その結果について14日以内に受注者に通知を行う。 工事目的と関係のない工種の追加及び別の工事で施工すべき工種の追加を受注者に対して指示を行ってはならない。
4. 受注者の留意事項
設計図書の照査を行った結果から、設計図書と工事現場に相違がある場合、必要な条件明示がされていないなど、施工する上で疑問が生じた場合は、直ちに発注者に「工事打合簿」により書面で通知し、その確認を請求する。 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と「工事打合簿」により書面による協議を行い、発注者の「工事打合簿」による書面での指示に従い施工する。（独自の判断で施工しない）

5. 設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き
5-1 設計図書が互いに一致しない場合（約款第19条第1項第1号）
(1) 具体的な事例
<input type="checkbox"/> 図面と工事設計書でH鋼の規格が一致しない。
<input type="checkbox"/> 図面と工事設計書で管の口径が一致しない。
<input type="checkbox"/> 図面と工事設計書の数量（管布設延長、舗装面積、材料仕様等）が一致しない。
(2) 設計変更を行うまでの手続き ※図1「設計書が互いに一致しない場合の手続き」参照（ガイドライン P5）
5-2 設計図書に誤り又は記載漏れがある場合（約款第19条第1項第2号）
(1) 具体的な事例
① 設計図書に誤りがある場合
<input type="checkbox"/> 図面により同一部分の舗装構成が異なっている。
<input type="checkbox"/> 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない。
② 設計図書に記載漏れがある場合
<input type="checkbox"/> 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
<input type="checkbox"/> 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
<input type="checkbox"/> 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない。
<input type="checkbox"/> 使用する部材の品質が明示されていない。
<input type="checkbox"/> 図面に示されている器具が設計書に計上されていない。
(2) 設計変更を行うまでの手続き ※図1「設計書が互いに一致しない場合の手続き」参照（ガイドライン P5）
5-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第19条第1項第3号）
(1) 具体的な事例
<input type="checkbox"/> 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
<input type="checkbox"/> 水替工実施の記載はあるが、作業時、常時などの運転状況等の明示がない。
<input type="checkbox"/> 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない（明示が不十分である）。
(2) 設計変更を行うまでの手続き ※図1「設計書が互いに一致しない場合の手続き」参照（ガイドライン P5）
5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第19条第1項第4号）
(1) 具体的な事例
<input type="checkbox"/> 設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場が一致しない。
<input type="checkbox"/> 設計図書に明示された地盤高と工事現場が一致しない。
<input type="checkbox"/> 設計図書に明示された舗装版、地下埋設物等と工事現場が一致しない。
<input type="checkbox"/> 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場が一致しない。
<input type="checkbox"/> 設計図書に明示された地形と工事現場が一致しない。
<input type="checkbox"/> 設計図書に明示された機械設備の寸法と設置箇所の寸法が一致しない。
<input type="checkbox"/> 設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状が一致しない。
<input type="checkbox"/> 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数と規制図が一致しない。
<input type="checkbox"/> 設計図書に明示された埋設物より大きい（多くの）埋設物が設置されていた。
<input type="checkbox"/> 設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と工事現場が一致しない。
<input type="checkbox"/> 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない。
<input type="checkbox"/> 設計図書に明示された水替工の作業時排水では仮締切内が常時水没し、作業の遅延や品質低下が懸念される。
(2) 設計変更を行うまでの手続き ※図1「設計書が互いに一致しない場合の手続き」参照（ガイドライン P5）

5-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第19条第1項第5号）
発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、受注者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適當であるので、設計変更を行います。
(1) 具体的な事例
<input type="checkbox"/> 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。
<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。
(2) 設計変更を行うまでの手続き ※図1「設計書が互いに一致しない場合の手続き」参照（ガイドライン P5）
5-6 発注者が5-1～5に該当する場合のほか、必要があると認められる場合（約款第20条）
発注者は、仕様や施工方法を十分検討した上で設計図書を作成し、工事発注していますが、工事の施工途中において、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じることがあります。そのような場合、設計変更を行います。
(1) 具体的な事例
<input type="checkbox"/> 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する。
<input type="checkbox"/> 地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する。
<input type="checkbox"/> 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。（ただし、当初の工事目的と関係のない工種や別の工事で施工すべき工種の追加は、原則行わない）
<input type="checkbox"/> 施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。
<input type="checkbox"/> 警察、河川・道路・鉄道等の管理者、電力・ガス・水道・下水道・通信等の事業者、消防署、その他との協議等により、施工内容の変更、工事の追加をする。
<input type="checkbox"/> 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
<input type="checkbox"/> 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く。）が必要と判断し、追加する。
<input type="checkbox"/> 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
<input type="checkbox"/> 使用材料を変更する。
<input type="checkbox"/> 警察、その他との協議や、隣接工事との調整で、交通誘導警備員の人数を変更する。
(2) 設計変更を行うまでの手続き ※図2「発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き」参照（ガイドライン P7）
5-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第21条）
(1) 具体的な事例
① 工事用地等の確保ができない場合
<input type="checkbox"/> 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。
<input type="checkbox"/> 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない。
<input type="checkbox"/> 警察、河川・道路・鉄道等の管理者との管理者間協議、電力・ガス・水道・下水道・通信等との事業者間協議が終わっていない。
<input type="checkbox"/> 管理者間協議、事業者間協議の結果、施工できない期間が設定された。
② 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合
<input type="checkbox"/> 受注者の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた。
<input type="checkbox"/> 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
<input type="checkbox"/> 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。
<input type="checkbox"/> 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる。
<input type="checkbox"/> 別契約の関連工事の進捗が遅れた。
<input type="checkbox"/> 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された。
(2) 設計変更を行うまでの手続き ※図3「工事を一時中止する場合の手続き」参照（ガイドライン P8）

松江市建設工事設計変更ガイドライン 要約版

5-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合（約款第19条第1項）

受注者は、5-1～5に示した状態が生じた場合、この事実を監督員に通知しなければなりません。また、この後に行う調査について、監督員に対して意見を言う機会があります。

受注者は、これらの通知や意見を書面により行う必要がありますが、この際に受注者が作成すべき資料の範囲（受注者が行う「設計図書の照査」の範囲）を超えるものとして、次のものが想定されます。

発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金額を変更しなればなりません。

(1) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

- 現地測量の結果、横断面図を新たに作成する必要があるもの、又は縦断面計画の見直しを伴う横断面の再作成が必要となるもの。
- 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの、又は土工の縦横断面計画の見直しが必要となるもの。
- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面の作成。
- 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。
- 舗装修繕工事の縦横断面設計。

(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。ただし、設計図書で縦横断面図が示されておらず、島根県土木工事共通仕様書の路面切削工、オーバーレイ工等に該当し縦横断面設計を行うものは設計照査に含まれる)

- 現地調査の結果、既存の埋設物（ケーブル、配管等）等の位置や内容の見直しの必要が生じた場合。
- 現場調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

※図4「設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き」参照
(ガイドライン P9)

5-9 客観的に工事の内容の変更が避けられず、かつ、早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると発注者が認め、受注者に対して監督員指示書により工事の内容変更を指示した場合が該当します。（約款第19・20・21条）

前述の5-1～8の場合で、客観的に設計変更が避けられず、かつ、早急に変更しなければ工事の目的達成に支障があると発注者が認め、受注者に対して監督員指示書により工事の内容変更を指示した場合が該当します。

(1) 具体的な事例

5-1～8の具体的な事例を参照のこと

(2) 設計変更を行うまでの手続き

※図5「監督員の指示により設計変更する場合の手続き」参照（ガイドライン P10）

5-10 受注者の責め以外の事由により工期内に完成できない場合（約款第22条）

(1) 具体的な事例

- 天候不良（雨天、積雪、異常高温、異常低温など）の発生が、平年比べて顕著であった。
- 資機材や労働需要の逼迫により全体工程に影響が生じた。
- 発注者の行う関連工事等の調整への協力を行った。
- 不可抗力（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然災害又は人為的な事故など）の事象が発生した。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

※図6「受注者の責め以外の事由により工期を延長する場合の手続き」参照
(ガイドライン P10)

5-11 発注者の特別な理由により工期を短縮する場合（約款第23条）

(1) 具体的な事例

- 道路の供用開始時期、公営住宅の入居時期について、当初予定している時期を繰り上げて行うなど行政運営上必要となる場合
- 事業の執行に関する当初の予定が変更され、早い時期に完成が必要となる場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

※図7「発注者の特別な理由により工期を短縮する場合の手続き」参照
(ガイドライン P11)

5-12 設計変更に係る資料の作成について（約款第19条）

約款第19条に係る変更は、発注者が行うものであり、設計変更に係る資料の作成についても、当然、発注者が行うものです。

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して契約約款第19条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としません。

(2) 設計変更に必要な資料作成

約款第19条第1項に基づき、**設計変更するために必要な資料の作成については、約款第19条第4項に基づき、発注者が行います。**

したがって、**安易に設計変更に必要な資料作成は、受注者に行わせてはなりません。**

なお、**やむを得ず受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとします。**

- 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- 設計変更するために必要な資料の作成について、書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に係り作成した資料を確認する。
- 書面による指示に基づいた、設計変更に係る資料の作成業務については、契約変更の対象とする。**
- 資料作成の費用は、業務委託積算基準等を参考に適切に算定する。**

6. 追加工事について

6-1 設計変更部分を別の工事として発注する場合（設計変更ガイドライン2（1））

(1) 追加工事（当初の工事とは別の工事）とすべき事例

- ☆ 当初契約した施工場所以外の場所で追加施工する工事
- ☆ 当初の工事目的と関係ない工種を追加施工する工事
- ☆ 別の工事で施工すべき工種を追加施工する工事

6-2 追加工事を随意契約として認められる場合（随意契約ガイドライン（H25.10.1施行））

原則として、同一工事場所であること、追加工事の履行期限が元工事の工期内であること等、が求められます。

(1) 随意契約と認められる事例

- ☆ 災害時等特別の事情があるとき
- ☆ 緊急の対応を行わなければ、重大な市民生活等への影響が生じるおそれがある場合

7. 関連事項

7-1 指定・任意の正しい運用（約款第1条第3項）

仮設、施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがない場合を除き、受注者がその責任において定めるものとします。

- 指定については、**設計図書で指定した施工を義務付けており、設計変更の対象である。**
- 任意については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。**
- 任意は、その仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない。**
- 当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。**

指定・任意の考え方

区分	指定	任意
1 設計図書の取扱	施工方法について、具体的に指定する（契約条件として位置付け）	施工方法について、具体的に指定しない（契約条件ではなく、参考図として標準的な工法等を示すことがある）
2 施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
3 施工方法の変更が生じた場合の設計変更	対象とする（ただし、受注者の責めによる場合は除く）	対象としない（但し、受注者の責めによる場合は除く）
4 当初明示した条件の変更が生じた場合の設計変更	対象とする（ただし、受注者の責めによる場合は除く）	対象としない（但し、受注者の責めによる場合は除く）

※図8「指定・任意に関して設計変更する場合の手続き」参照（ガイドライン P13）

7-2 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決（約款第19条）

設計図書等についての疑義については、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながるようになります。

8. 契約変更の手続き

- ① 工期の変更手続き（約款 第24条）
- ② 請負代金の変更手続き（約款 第25条）
- ③ 契約金額の変更に戻る設計図書の変更手続き（約款 第31条）

9. 設計・契約変更が困難な場合

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- ③ 「承諾」で施工した場合
- ④ 松江市建設工事請負契約約款、及び、島根県公共工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合
- ⑤ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

〔資料〕

◆ 松江市建設工事請負契約約款（抜粋）

（条件変更等）

第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤り又は漏れがあること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものについては、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条、第19条から第23条まで、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき理由又は費用を負担すべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。